

協同労働の協同組合法案（仮称）の概要

一 この法律が必要な理由

協同労働の協同組合は、個人が協同で出資し、経営し、働く協同組合であり、組合員は、協同組合に従属はしないで、自由な意思に基づき、協同で決定した就労規程に基づき事業に従事するものである。そして、協同労働の協同組合の目的は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もって働く意思のある者がその有する能力を有効に発揮することができる社会の実現に資することである。

類似の法人としては、企業組合や NPO 法人がある。しかし、企業組合においては、出資だけして組合事業に従事しない組合員や、組合員ではないが雇用契約に基づき組合事業に従事する者が存在し、協同で出資し、経営し、働くという働き方の実現には不十分である。NPO 法人には出資や分配の制度がなく、やはり協同で出資し、経営し、働くという働き方の実現には不十分である。

したがって、協同で出資し、経営し、働くという働き方を実現するためには、新たな法人制度が必要である。

二 目的・理念

1 目的

この法律は、組合員が協同で出資し、経営し、及び就労する団体に法人格を付与すること等により、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もって働く意思のある者がその有する能力を有効に発揮することができる社会の実現に資することを目的とするものとする。

2 協同労働の協同組合の理念

組合員が協同で出資するものであること。

組合の経営に関する事項の決定については、組合員が協同で行うものであること。

組合員は、協同で決定した就労規程に従い、組合事業に従事するものであること。

組合事業に従事する者は、原則として組合員でなければならないものであること。

組合員は、原則として組合事業に従事するものであること。

組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

剰余金がある場合には、働く意思のある者の就労の機会の創出・確保及び地域社会の活性化のために支出される積立金にこれを積み立てるものであること。

組合の剰余金の分配は、組合員が組合事業に従事した程度に応じてすることを基本とするものとする。

三 設立

協同労働の協同組合は、準則主義により設立され、登記により法人格を取得するもの

とすること。

四 組合員の有限責任

組合員の責任は、その出資額を限度とするものとする。

五 組合員の就労条件等

1 就労規程

(1) 協同労働の協同組合は、就労規程を作成し、次の事項について定めなければならないものとする。

就労時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

従事した業務に対する報酬の基準その他組合事業に従事した程度に応じてする分配に関する事項

(2) 労働基準監督署長は、就労規程で定める組合員の就労条件が、労働者の労働条件について労働基準法が定めている基準に達しない場合には、その就労規程の変更を命ずることができるものとする。

2 労働保険への加入等

(1) 組合員（役員を除く。）は、労働者災害補償保険法及び雇用保険法の適用事業に使用される労働者とみなすものとする。

(2) 組合員の安全及び衛生については、労働安全衛生法の規定を準用するものとする。

3 組合員の所得に関する課税

組合員が組合事業に従事したことによって受ける所得は、所得税法の適用については、給与所得とするものとする。

六 就労創出等積立金（仮称）

(1) 協同労働の協同組合は、剰余金の分配をする場合には、剰余金の分配により減少する剰余金の額に一定の割合を乗じて得た額を就労創出等積立金として積み立てなければならないものとする。

(2) 就労創出等積立金は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出又は地域社会の活性化のために支出する場合を除いては、取り崩してはならないものとする。

協同労働の協同組合法案（仮称）要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、組合員が協同で出資し、経営し、及び就労する団体に法人格を付与すること等により、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もって働く意思のある者がその有する能力を有効に発揮することができる社会の実現に資することを目的とするものとする。

二 組合基準

- 1 協同労働の協同組合（仮称）は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

組合員が協同で出資するものであること。

組合の経営に関する事項の決定については、組合員が協同で行うものであること。

組合員は、協同で決定した就労規程に従い、組合事業に従事するものであること。

組合事業に従事する者は、原則として組合員でなければならないものとする。

組合員は、原則として組合事業に従事するものであること。

組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

剰余金がある場合には、働く意思のある者の就労の機会の創出・確保及び地域社会の活性化のために支出される積立金にこれを積み立てるものであること。

組合の剰余金の分配は、組合員が組合事業に従事した程度に応じてすることを基本とするものとする。

- 2 協同労働の協同組合及び協同労働の協同組合連合会（仮称）は、特定の政党のために利用してはならないものとする。

三 名称

- 1 協同労働の協同組合又は協同労働の協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、その名称中に協同労働の協同組合又は協同労働の協同組合連合会という文字を用いなければならないものとする。

- 2 協同労働の協同組合又は連合会でない者は、その名称中に、協同労働の協同組合又は協同労働の協同組合連合会であることを示す文字を用いてはならないものとする。

- 3 協同労働の協同組合及び連合会（以下「組合」と総称する。）の名称については、会社法第八条（他の会社と誤認させる名称の使用の禁止）の規定を準用するものとする。

四 人格及び住所

- 1 組合は、法人とするものとする。
- 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

五 従事分量分配の課税の特例

協同労働の協同組合が組合事業の従事分量に応じて分配した剰余金の額に相当する金額は、法人税法の定めるところにより、当該協同労働の協同組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入するものとする。

第二 事業

一 原則

組合の行う事業は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進し、又は地域社会の活性化に寄与するものでなければならないものとする。

二 事業の種類

- 1 協同労働の協同組合は、次の事業を行うものとする。
 - 物品の製造若しくは販売又は役務の提供の事業
 - 組合員の福利厚生に関する事業
 - 組合員の組合事業に関する知識及び能力の向上を図る事業から までの事業のほか、活力ある地域社会の実現を図るために必要な事業から までの事業に附帯する事業
- 2 連合会は、次の事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
 - 会員たる組合の事業活動の支援、連絡及び調整に関する事業
 - 物品の製造若しくは販売又は役務の提供の事業
 - 会員たる組合の組合員の福利厚生に関する事業
 - 会員たる組合の組合員の組合事業に関する知識及び能力の向上を図る事業から までの事業のほか、活力ある地域社会の実現を図るために必要な事業から までの事業に附帯する事業

三 安全配慮義務等

- 1 協同労働の協同組合は、組合員がその生命、身体等の安全を確保しつつ組合事業に従事することができるよう、必要な配慮をするものとする。
- 2 協同労働の協同組合の組合員が組合事業に従事するに当たっては、仕事と生活の調和について必要な配慮がされるべきものとする。

第三 組合員

一 組合員の資格

- 1 協同労働の協同組合の組合員たる資格を有する者は、個人であって定款で定めるものとするものとする。
- 2 連合会の会員たる資格を有する者は、組合であって定款で定めるものとするものとする。

とすること。

二 出資

- 1 組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）は、出資一口以上を有しなければならないものとする。
- 2 出資一口の金額は、均一でなければならないものとする。
- 3 組合員の責任は、その出資額を限度とするものとする。
- 4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもって組合に対抗することができないものとする。

三 議決権及び選挙権

- 1 組合員は、その出資口数の多少にかかわらず、各々一個の議決権及び選挙権を有するものとする。
- 2 組合員は、定款の定めるところにより、第五の四の2の（一）によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができるものとする。この場合は、その組合員の親族又は他の組合員でなければ、代理人となることができないものとする。
- 3 代理人は、五人以上の組合員を代理することができないものとする。

四 加入

- 1 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないものとする。
- 2 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込みを終了した時に組合員となるものとする。

五 自由脱退

- 1 組合員は、十四日前（事業年度終了の目前九十日以内の脱退にあつては、十四日前かつ事業年度終了の日の九十日前）までに予告し、脱退することができるものとする。
- 2 組合は、組合員の脱退に関して、自由な脱退を阻害する条件を付してはならないものとする。

六 法定脱退

- 1 組合員は、次の事由によって脱退するものとする。
 - 組合員たる資格の喪失
 - 死亡又は解散
 - 除名
- 2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によってすることができるものとする。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対

しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならないものとする。

長期間にわたって組合事業に従事しない協同労働の協同組合の組合員
出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員
その他定款で定める事由に該当する組合員

七 脱退者に対する払戻し

- 1 組合員は、五の1又は六の1により脱退したときは、定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができるものとする。
- 2 1による払戻しは、脱退した事業年度の終了後に行うものとする。
- 3 1による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によって消滅するものとする。

八 出資口数の減少

- 1 組合員は、特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、事業年度末において、その出資口数を減少することができるものとする。
- 2 1の場合については、七を準用するものとする。

九 組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等

- 1 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
氏名又は名称及び住所又は居所
加入の年月日
出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならないものとする。
- 3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとする。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならないものとする。

十 協同労働の協同組合の組合員の所得に対する課税

協同労働の協同組合の組合員が組合事業に従事したことによって受ける所得は、所得税法の適用については、給与所得とするものとする。

十一 労働保険への加入等

- 1 協同労働の協同組合の組合員(役員を除く。)は、労働者災害補償保険法及び雇用保険法の適用事業に使用される労働者とみなすものとする。
- 2 協同労働の協同組合の組合員の安全及び衛生については、労働安全衛生法の規定を準用するものとする。

第四 設立

一 発起人

協同労働の協同組合を設立するには、その組合員になろうとする三人以上の者が、連合会を設立するには、その会員になろうとする二以上の組合が発起人となることを要するものとする。

二 創立総会

- 1 発起人は、協同労働の協同組合の設立にあつては定款及び就労規程、連合会の設立にあつては定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならないものとする。
- 2 1の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならないものとする。
- 3 発起人が作成した定款及び就労規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならないものとする。
- 4 創立総会においては、3の定款及び就労規程を修正することができるものとする。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでないものとする。
- 5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決するものとする。
- 6 発起人は、六の検査役の報告の内容等を記載した書面を創立総会に提出しなければならないものとする。
- 7 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならないものとする。
- 8 創立総会については第三の三を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法の規定を準用するものとする。

三 定款の認証

- 1 二の1の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 2 1の公証人の認証を受けた定款は、組合の成立前は、裁判所の決定等による場合を除き、これを変更することができないものとする。

四 出資の第一回の払込み

- 1 理事は、三の1の公証人の認証の後遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならないものとする。
- 2 1の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下ってはならないものとする。
- 3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならないものとする。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもって第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にすることを妨げないものとする。

五 成立の時期

組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するものとする。

六 現物出資財産等に関する検査役等の調査

現物出資財産等に関する検査役及び設立当時の役員による調査については、会社法の規定を準用するものとする。

七 発起人等の責任

発起人等の責任については、会社法の規定を準用するものとする。

八 設立の無効の訴え

組合の設立の無効の訴えについては、会社法の規定を準用するものとする。

第五 管理

一 定款等

1 定款

(一) 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

事業

名称

事務所の所在地

組合員たる資格に関する規定

組合員の加入及び脱退に関する規定

出資一口の金額及びその払込みの方法

剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

準備金の額及びその積立ての方法

就労創出等積立金（仮称）の額及びその積立ての方法

役員の定数及びその選挙又は選任に関する規定

事業年度

解散に関する事項

公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

(二) 組合の定款には、(一)の に掲げる事項中に、残余財産のうち就労創出等積立金に係るものの帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、組合のうちから選定されるようにしなければならないものとする。

(三) 組合の定款には、(一)に掲げる事項のほか、組合の存続期間又は解散の事由を定めたときはその期間又はその事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、

その価格及び譲渡人譲渡人の氏名を記載しなければならないものとする。

- (四)(一)及び(三)の事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載することができるものとする。

2 就労規程（仮称）

- (一) 協同労働の協同組合は、次に掲げる事項について就労規程を作成し、労働基準監督署長に届け出なければならないものとする。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とするものとする。

就労時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

従事した業務に対する報酬の基準その他組合事業に従事した程度に応じてする分配に関する事項

その他必要な事項

- (二) 労働基準監督署長は、就労規程で定める組合員の就労条件が、労働者の労働条件について労働基準法が定めている基準に達しない場合には、その就労規程の変更を命ずることができるものとする。
- (三) 協同労働の協同組合の業務又は会計が就労規程に違反すると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもってその旨を労働基準監督署長に申し出ることができるものとする。
- (四) 労働基準監督署長は、協同労働の協同組合の業務又は会計が就労規程に違反する疑いがあると認める場合には、その協同労働の協同組合に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとする。
- (五) 労働基準監督署長は、(四)の勧告をした場合において、その勧告を受けた協同労働の協同組合がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

3 規約

次の事項は、定款及び就労規程で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができるものとする。

総会又は総代会に関する規定

業務の執行及び会計に関する規定

役員に関する規定

組合員に関する規定

その他必要な事項

4 事業計画

組合は、第四の二の場合のほか、毎事業年度開始前に、総会の議決を経てその事業年度の事業計画を設定しなければならないものとする。

5 定款等の備置き及び閲覧等

- (一) 組合は、定款等（協同労働の協同組合にあつては定款、就労規程、規約及び事業計画をいい、連合会にあつては定款、規約及び事業計画をいう。以下同じ。）をその各事務所に備え置かなければならないものとする。
- (二) 組合員、組合の債権者その他の利害関係人は、組合に対して、その業務取扱時

間内は、いつでも、定款等の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとする
こと。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではなら
ないものとする。

二 役員

1 役員

- (一) 組合に、役員として理事及び監事を置くものとする。
- (二) 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とするものとする
こと。
- (三) 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙するものとする。
ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙するものとする。
- (四) 理事は、組合員(連合会にあっては、会員たる組合の組合員。以下(四)(五)
において同じ。)でなければならないものとする。ただし、設立当時の理事
は、組合員になろうとする者でなければならないものとする。
- (五) 組合員の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、
当該組合の組合員以外の者であって、その就任の前五年間当該組合の理事又は
その子会社(組合が総株主(総社員を含む。)の議決権の過半数を有する会社を
いう。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべ
き社員)執行役若しくは使用人でなかったものでなければならないものとする
こと。
- (六) 投票は、一人につき一票とするものとする。
- (七)(三)にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会(設立当時の
役員は、創立総会)において選任することができるものとする。

2 組合と役員との関係

組合と役員との関係は、委任に関する規定に従うものとする。

3 役員の資格等

次に掲げる者は、役員となることができないものとする。

法人

成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われ
ている者

この法律、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、民事再生
法又は破産法の規定に違反し、罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、
又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

の法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その
執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶
予中の者を除く。)

4 役員の任期

- (一) 役員の任期は、三年以内において定款で定めるものとする。
- (二) 設立当時の役員の任期は、(一)にかかわらず、創立総会において定める期間
とするものとする。ただし、その期間は、一年を超えてはならないもの
とする。

- (三)(一)及び(二)は、定款によって、(一)の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げないものとする。
- (四)(一)から(三)までにかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するものとする。
- 5 役員に欠員を生じた場合の措置
- 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有するものとする。
- 6 役員職務及び権限等
- (一) 理事は、法令、定款、就労規程及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならないものとする。
- (二) 監事は、理事の職務の執行を監査するものとする。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならないものとする。
- (三) 役員については、会社法の規定を準用するものとする。
- (四) 組合員(連合会にあっては、会員たる組合の組合員)の総数が1の(五)の政令で定める基準を超えない組合は、(二)にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができるものとする。
- 7 理事会の権限等
- (一) 組合は、理事会を置かなければならないものとする。
- (二) 理事会は、すべての理事で組織するものとする。
- (三) 組合の業務の執行は、理事会が決するものとする。
- 8 理事会の決議
- (一) 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行うものとする。
- (二)(一)の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないものとする。
- 9 理事会の議事録
- (一) 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。
- (二) 組合は、理事会の日から十年間、(一)の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならないものとする。
- (三) 組合は、理事会の日から五年間、(一)の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならないものとする。
- (四) 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、(一)の議事録又はその写しの閲覧又は謄写の請求をすることができるもの

とすること。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならないものとする。

10 代表理事

- (一) 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならないものとする。
- (二) 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものとする。
- (三)(二)の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないものとする。
- (四) 代表理事は、定款又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができるものとする。
- (五) 代表理事については、二の5、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の規定を準用するものとする。

11 役員の兼職禁止

- (一) 監事は、理事（連合会にあっては、理事又は連合会の使用人）と兼ねてはならないものとする。
- (二) 組合の事業と実質的に競争関係にある事業を行う者（法人である場合には、その役員）は、その組合の理事となってはならないものとする。

12 理事の自己契約等

- (一) 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないものとする。
 - 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。
 - 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- (二) 民法第百八条（自己契約及び双方代理の禁止）の規定は、(一)の承認を受けた(一)の取引については、適用しないものとする。
- (三)(一)の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならないものとする。

13 役員組合に対する損害賠償責任

- (一) 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- (二)(一)の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなすものとする。
- (三)(二)の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定するものとする。
- (四)(一)の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができないものとする。
- (五)(四)にかかわらず、(一)の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、

次に掲げる役員の区分に応じ、 から までに定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができるものとする。

代表理事 六

代表理事以外の理事 四

監事 二

(六)(五)の場合には、理事は、(五)の総会において次に掲げる事項を開示しなければならないものとする。

責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(五)により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

責任を免除すべき理由及び免除額

(七) 監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合以外の組合の理事は、(一)の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならないものとする。

1 4 役員の第三者に対する損害賠償責任

(一) 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(二) 次に掲げる者が、次に定める行為をしたときも、(一)と同様とするものとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでないものとする。

理事 次に掲げる行為

ア 三の1の(一)及び(二)により作成すべきものに記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

イ 虚偽の登記

ウ 虚偽の公告

監事 監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

1 5 役員の連帯責任

役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

1 6 役員を責任を追及する訴え

役員を責任を追及する訴えについては、会社法の規定を準用するものとする。

1 7 役員改選

(一) 組合員は、総組合員の五分之一(これを下回る割合を定款で定めた場合であっても、その割合)以上の連署をもって、役員改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失うものとする。

(二)(一)による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならないものとする。ただし、法令又は定款等の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでないものとする。

- (三)(一)による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならないものとする。
- (四)(一)による改選の請求があった場合には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に(三)による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならないものとする。
- (五)(四)の場合については、四の1の(三)及び(四)を準用するものとする。

三 決算関係書類等

1 決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等

- (一) 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならないものとする。
- (二) 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類(貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。以下同じ。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないものとする。
- (三) 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類及びその附属明細書を保存しなければならないものとする。
- (四)(二)の決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならないものとする。
- (五)(四)により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならないものとする。
- (六) 理事は、通常総会の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、組合員に対し、(五)の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならないものとする。
- (七) 理事は、監事の意見を記載した書面を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、その承認を求めなければならないものとする。
- (八) 理事は、(七)により提出された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならないものとする。
- (九) 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を通常総会の日から二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かななければならないものとする。
- (十) 組合は、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の写しを、通常総会の日から二週間前の日から三年間、従たる事務所に備え置かななければならないものとする。
- (十一) 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができるものとする。ただし、に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならないものとする。

決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書又は当該書面の写しの閲覧の請求

決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書の謄本又は抄本の交付の請求

2 会計帳簿等の作成等

- (一) 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならないものとする。
- (二) 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないものとする。
- (三) 組合員は、総組合員の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写の請求をすることができるものとする。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならないものとする。

四 総会等

1 総会の招集

- (一) 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならないものとする。
- (二) 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができるものとする。
- (三) 組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならないものとする。
- (四) (三) による請求をした組合員は、(三) の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、裁判所の許可を得て総会を招集することができるものとする。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得たときも同様であるものとする。

2 総会招集の手続

- (一) 総会の招集は、会日の十日（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならないものとする。
- (二) 総会の招集は、別段の定めがある場合を除き、理事会が決定するものとする。
- (三) (一) にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができるものとする。

3 通知又は催告

- (一) 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の

住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて発すれば足りるものとする。

(二)(一)の通知又は催告は、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとする。

4 総会招集の手続の調査等

総会招集の手続等に対する検査役の選任及び裁判所による総会招集等の決定については、会社法の規定を準用するものとする。

5 総会の議決事項

(一) 次の事項は、総会の議決を経なければならないものとする。

定款の変更

就労規程の変更

規約の設定、変更又は廃止

毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

その他定款で定める事項

(二) 規約の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、(一)にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならないものとする。

6 総会の議事

(一) 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

(二) 議長は、総会において選任するものとする。

(三) 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しないものとする。

(四) 総会においては、2の(一)によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができるものとする。ただし、定款に別段の定めがある場合及び2の(三)の場合は、この限りでないものとする。

7 特別の議決

次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とするものとする。

定款の変更

就労規程の変更

組合の解散又は合併

組合員の除名

事業の全部の譲渡

二の13の(五)による責任の免除

8 理事及び監事の説明義務

理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないものとする。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明を

することにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでないものとする。

9 総会に提出された資料等の調査

総会に提出された資料等の調査については、会社法の規定を準用するものとする。

10 総会の議事録

- (一) 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならないものとする。
- (二) 組合は、総会の会日から十年間、(一)の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならないものとする。
- (三) 組合は、総会の会日から五年間、(一)の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならないものとする。
- (四) 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、(一)の議事録又はその写しの閲覧又は謄写の請求をすることができるものとする。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならないものとする。

11 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法の規定を準用するものとする。

12 総代会

- (一) 五百人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができるものとする。
- (二) 総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちからこれを選挙するものとする。
- (三) 総代の定数は、その選挙の時にける組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人を超える組合にあっては、百人）以上でなければならないものとする。
- (四) 総代の選挙については、二の1の(六)を準用するものとする。
- (五) 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とするものとする。
- (六) 総代会には、総会に関する規定を準用するものとする。
- (七) 総代会においては、(六)にかかわらず、総代の選挙をすることができないものとする。

13 組合の解散又は合併についての総代会の議決

- (一) 総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならないものとする。
- (二) 組合員が総組合員の五分之一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならないものとする。この場合において、書面の提出は、(一)の通知に係る

事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならないものとする
こと。

(三)(二)による請求をした組合員は、(二)の請求をした日から二週間以内に理事
が総会招集の手続をしないときは、裁判所の許可を得て総会を招集すること
ができるものとする。

(四)(二)又は(三)の総会において(一)の通知に係る事項を承認しなかった場
合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失うものとする。

14 出資一口の金額の減少

(一)組合は、総会において出資一口の金額の減少の議決があったときは、その議
決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらを
主たる事務所に備え置かなければならないものとする。

(二)組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつで
も、(一)の財産目録及び貸借対照表の閲覧の請求をすることができるものとし
ること。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んでは
ならないものとする。

(三)組合が出資一口の金額の減少をする場合には、組合の債権者は、当該組合に
対し、出資一口の金額の減少について異議を述べるることができるものとする
こと。

(四)(三)の場合には、組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れてい
る債権者には、各別にこれを催告しなければならないものとする。ただし、
の期間は、一月を下ることができないものとする。

出資一口の金額を減少する旨

債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

(五)(四)にかかわらず、組合が(四)による公告を、官報のほか、定款の定め
に従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告に
よりするとき、(四)による各別の催告は、することを要しないものとする
こと。

(六)債権者が(四)の の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、
当該出資一口の金額の減少について承認をしたものとみなすものとする。

(七)債権者が(四)の の期間内に異議を述べたときは、組合は、当該債権者に
対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさ
せることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないもの
とする。ただし、当該出資一口の全額の減少をしても当該債権者を害する
おそれがないときは、この限りでないものとする。

(八)組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法の規定を準用
するものとする。

五 会計

1 会計の原則

組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 準備金

- (一) 剰余金の分配をする場合には、組合は、定款で定める額に達するまでは、当該剰余金の分配により減少する剰余金の額に五十分の一（連合会にあっては、十分の一）を乗じて得た額を準備金として積み立てなければならないものとする。
 - (二)(一)の定款で定める準備金の額は、出資総額を下ってはならないものとする。
 - (三)(一)の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならないものとする。
 - (四) 組合は、(一)の準備金のほか、剰余金の分配をする場合には、定款で定める額に達するまでは、当該剰余金の分配により減少する剰余金の額に五十分の一（連合会にあっては、十分の一）を乗じて得た額を就労創出等積立金として積み立てなければならないものとする。
 - (五)(四)の定款で定める就労創出等積立金の額は、出資総額を下ってはならないものとする。
 - (六)(四)の就労創出等積立金は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出又は地域社会の活性化のために支出する場合を除いては、取り崩してはならないものとする。
 - (七) 協同労働の協同組合は、第二の二の1の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の百分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならないものとする。
 - (八) 第二の二の2の事業を行う連合会は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならないものとする。
- 3 協同労働の協同組合における剰余金の分配
- (一) 協同労働の協同組合は、損失をてん補し、2の(七)の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の分配をしてはならないものとする。
 - (二) 剰余金の分配は、定款及び就労規程の定めるところにより、組合員が組合事業に従事した程度に応じてしなければならないものとする。
 - (三) 協同労働の協同組合は、定款の定めるところにより、(二)による剰余金の分配と併せて、年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じて剰余金の分配をすることができるものとする。
- 4 連合会における剰余金の分配
- (一) 連合会は、損失をてん補し、2の(八)の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の分配をしてはならないものとする。
 - (二) 連合会は、定款の定めるところにより、年一割を超えない範囲内において払込済出資額に応じて剰余金の分配をすることができるものとする。

第六 解散及び清算並びに合併

一 解散及び清算

1 解散の事由

組合は、次の事由によって解散するものとする。

総会の決議

組合の合併

組合についての破産手続開始の決定

定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生

第七の一の1又は四による解散を命ずる裁判

2 休眠組合のみなし解散

(一) 休眠組合（組合であつて、当該組合に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。（一）及び（二）において同じ。）は厚生労働大臣が休眠組合に対し二月以内に厚生労働省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなすものとする。ただし、当該期間内に当該休眠組合に関する登記がされたときは、この限りでないものとする。

(二) 登記所は、（一）の規定による公告があつたときは、休眠組合に対し、その旨の通知を発しなければならないものとする。

3 清算

組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となるものとする。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでないものとする。

4 残余財産の帰属

(一) 解散した組合の残余財産のうち就労創出等積立金に係るものは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属するものとする。

(二) (一) により処分されない財産は、国庫に帰属するものとする。

5 会社法等の準用

組合の解散及び清算については、会社法等の規定を準用するものとする。

二 合併

1 組合は、総会の議決を経て、他の組合と合併をすることができるものとする。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならないものとする。

2 吸収合併後存続する組合は、吸収合併の効力が発生した日に、吸収合併により消滅する組合の権利義務（その組合がその行う業務に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。3において同じ。）を承継するものとする。

3 新設合併により設立する組合は、その成立の日に、新設合併により消滅する組合の権利義務を承継するものとする。

4 組合の合併の無効の訴えについては、会社法の規定を準用するものとする。

第七 雑則

一 解散命令

- 1 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため組合の存立を許すことができないと認めるときは、厚生労働大臣又は組合員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、組合の解散を命ずることができるものとする。

組合の設立が不法な目的に基づいてされたとき。

組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。

業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって組合の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該組合の業務を執行したその他の理事をいう。）が、法令若しくは定款で定める組合の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、厚生労働大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反復して当該行為をしたとき。

- 2 組合員、債権者その他の利害関係人が1の申立てをしたときは、裁判所は、組合の申立てにより、1の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。
- 3 組合は、2による申立てをするには、1の申立てが悪意によるものであることを疎明しなければならないものとする。
- 4 2により1の申立てについて立てるべき担保については、民事訴訟法の規定を準用するものとする。

二 組合の財産に関する保全処分

- 1 裁判所は、一の1の申立てがあった場合には、厚生労働大臣若しくは組合員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、一の1の申立てにつき決定があるまでの間、組合の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（2において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。
- 2 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならないものとする。
- 3 裁判所は、厚生労働大臣若しくは組合員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、2の管理人を解任することができるものとする。
- 4 裁判所は、2の管理人を選任した場合には、組合が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができるものとする。
- 5 2の管理人は、裁判所が監督するものとする。
- 6 裁判所は、2の管理人に対し、組合の財産の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができるものとする。
- 7 2の管理人については、民法の規定を準用するものとする。

三 官庁等の厚生労働大臣に対する通知義務

裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上一の1の申立て又は一の1の警告をすべき事由があることを知ったときは、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならないものとする。

四 組合の解散の訴え

次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総組合員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、訴えをもって組合の解散を請求することができるものとする。

組合が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該組合に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

組合の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該組合の存立を危うくするとき。

五 厚生労働大臣の関与

- 1 裁判所は、一の1の申立てについての裁判をする場合には、厚生労働大臣に対し、意見を求めなければならないものとする。
- 2 厚生労働大臣は、裁判所が1の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会うことができるものとする。
- 3 裁判所は、厚生労働大臣に対し、1の申立てに係る事件が係属したこと及び2の審問の期日を通知しなければならないものとする。
- 4 1の申立てを却下する裁判に対しては、厚生労働大臣は、即時抗告をすることができるものとする。

第八 登記

一 登記の効力

この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

二 設立の登記

- 1 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第四の五の出資の払込みがあった日から二週間以内にしなければならないものとする。
- 2 1の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならないものとする。
事業
名称
事務所の所在場所
出資一口の金額及びその払込の方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
代表権を有する者の氏名、住所及び資格
公告方法

三 合併、解散等の登記について、所要の規定を設けるものとする。

第九 罰則

所要の罰則を設けるものとする。

第十 施行期日等

- 一 この法律は、 から施行するものとする。

二 その他所要の規定を整備するものとする。